

令和7年度

第7回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時02分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、11番、萩原明美君、12番、小山伸一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号、番号1について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第1号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字中ノ前1748番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は514平米。権利種別は3条無償移転、内容は贈与。譲渡人は広馬場の方。経営面積は自作地17.1アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり、応じることとしたとのことです。譲受人も広馬場の方。経営面積はありません。申請事由は、野菜作りを中心に営農しており、申請地は自宅の南側に隣接していることから、譲り受けて野菜作りを行いたいとのことです。受入世帯の稼働人員は2人中2人です。

議案書2ページをご覧ください。

議案第1号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第1号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員8番、田嶋久実君。

田嶋委員 農業委員の8番、田嶋です。

ただいま事務局長からご説明のありました議案第1号、番号1につきましては、事務局長の説明のとおりであります。

地元の委員として若干補足させていただきます。

まず、場所につきましては現地調書の2ページとなりますけども、広馬場の信号を南に30メートルぐらい下って右に入ります。右に入って100メートルぐらいですかね、入ったところ、ちょうど箕郷町との川を挟んで境界の場所となります。譲受人の住宅の目の前の畑ということでもありますね。

事務局長の説明のとおり、権利種別は3条の無償移転、内容は贈与となっております。早く言えば譲渡人と譲受人は兄弟ということで、譲渡人が農地を親から全て相続したけども、高齢となったので農地の管理がなかなかできないということで困っていたところ、自宅の目の前に譲受人から譲り受けて野菜を作りたいというような話で、一応話がまとまったということでもあります。

それで、2ページの別添で農地法第3条調査書を見てもらいますと、農業するといっても、草刈り機と噴霧器1台ということではありますが、その隣の3ページ見てもらいますと、やはり同じ兄弟で譲受人が持っているトラクターだとか、耕運機だとかそういうのも常時借りられるということなので、農作業をするには支障がないかなというふうに思っております。

事務局も現地調査をしていただいたということでもありますけども、私も現場を見て周辺の農地、農業上の問題ないというふうに思われます。

よって、許可相当と思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありますか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山です。

ちょっと1点確認なんですけども、今、地元の委員のほうから、一応、いろいろ農機具を借りられるというような話をして、私も現場を見たんですけども、きれいに確かになっているというようなことなんですけども、同じ譲受人と同じ譲渡人の中で、この農地法の3条の調査書が、この機械が違う書き方でいいのかどうか。確かにきれいなになっているので問題はないと思うんですけども、同じ人で、両方とも同じで、片方が機械がなくて、片方が機械があるというような表記の仕方だと、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに、書き方として思うんですけども、常時借りられる

のなら、畑を譲り受けるのなら、草刈り機、噴霧機だけじゃ農業できないでしょうというような話の中であれば、こっちにも同じように機械を記入したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、事務局のちょっと意見を聞ければと思います。

よろしくをお願いします。

議長 事務局。

富澤書記 議案書の2ページ、3ページに書いてある3条調査書のところですけど、ここが保有機械を書くことになっているので、あくまでも保有に限って書かせていただいたというところがございます。

今回の案件については、代理人に確認して機械を借りられるという話を伺えたので、補足の説明として田嶋委員にはお伝えさせてもらった次第です。普段だと申請書には借りる機械についてまでしっかりと書かれていないというところで、事務局としても、そこまで全件全件確認してるわけではございません。

また、今回の申請地については、譲受人の自宅の前の農地ということで、面積も少ないところであったので、機械の状況はこういう状況ですけども問題ないということで判断をいたしました。

議長 農業委員、12番、小山委員。

小山委員 先ほどの今の保有機械ということであれば、これから議案第1号の2番のほうの保有機械についても同じように記入しないと。

富澤書記 受人が違います。

議長 事務局長。

小山委員 受人が違うのか。失礼しました。

事務局長 受人が違うので、受人のほうの調書になるので。

議長 じゃあ、何の問題もないということで、いいですか。

小山委員 いいです。

議長 他に意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号1は原案のとおり許可といたします。次に、議案第1号、番号2について、事務局長の説明を求めます。  
事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号、番号2について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第1号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2047番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は770平米。権利種別は3条無償移転、内容は贈与。譲渡人は広馬場の方。経営面積は先ほど述べたとおりでございます。譲受人も広馬場の方。経営面積は自作地62.6アール。申請事由は、多角的に営農しており、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けて野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は4人中4人です。

議案書3ページをご覧ください。

議案第1号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第1号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 農業委員9番、村上です。

ただいま、議案第1号、番号2について、事務局長の説明のとおりなんですけれども、地元委員として若干説明をしたいと思えます。

現地確認調書、4ページから見ていただくと、井戸尻の信号を東に150メートルぐらい下がったところの右側、譲受人の家の前という状況になっております。

先ほどの番号1と同じなんですけれども、譲受人が譲渡人のお兄さんということになっておりまして、相続された時からずっとお兄さんが耕作しているということで、今回は贈与という形で案件として上がってきました。

譲受人もずっと営農して、ネギとかホウレンソウなどを作っておりますので、このまま農地を維持していただけるんじゃないかと思えますので、地元委員といたしましては、許可相当と思われま。

審議のほう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありますか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

ちょっと1点確認したいんですけども、この現地は道路沿いに石が山積みになっている畑でよろしいんでしょうか。石があればあるとちょっと畑にならないと思うんですけども、石の撤去、片付けだけお願いをしたいと思うので、よろしく願いしま

す。

議 長 農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 譲渡人に確認いたしまして、前からあった石なのでそのままにしてあるんだけど、場所が、そのうち石をどけて耕作したいということでちゃんと話はしてありますので、よろしくをお願いします。

議 長 よろしいですか。

ほかには意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号、番号2は原案のとおり許可といたします。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を10時30分からとします。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時30分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時00分)